



【今月の雑学】いよいよ気温もあがり、夏が近づいて来ましたね。そうなるかと巷で聞くのが“クールビズ”。「クールビズ (COOLBIZ)」は、地球温暖化の原因となる CO2 を削減するために、冷房時の室温を 28℃にしてもオフィスで快適に過ごすための様々な工夫です。環境省では、今年も 5 月 1 日から開始したクールビズに引き続いて 6 月からは「スーパークールビズ」を推進し、「さらなる軽装の奨励」や勤務時間のシフトなどの「ワークスタイルの変革」を呼びかけています。

## 社会保険料の算定基礎届・労働保険の年度更新



### ★ 社会保険料の算定基礎届



算定基礎届とは⇒健康保険や厚生年金の保険料は、**標準報酬月額**の等級により決定されています。この標準報酬月額と、被保険者の実際に受ける報酬とが大きくかけ離れないよう、毎年 7 月に、その年の 4 月、5 月、6 月に支払われた報酬に基づいて 9 月 1 日からの標準報酬月額を決定しています。これを**定時決定**といい、その届け出を**算定基礎届**といいます。

対象者⇒毎年 7 月 1 日にその会社に在籍し、社会保険に加入している**社員(被保険者)全員**。

**POINT : 6 月 1 日以降に被保険者となった方は対象外**

対象報酬⇒4・5・6 月の各月に**実際に支払われた報酬** (支払月ベースです)。

**POINT① : 3/1-31 の給料を翌 5 日に払うような支給方法でも、翌 4 月に受けた報酬として取り扱う。**

**POINT② : 報酬とは、その名称を問わず、労働者が労働の対価として受けるものをいいます。金銭に限らず、現物で支給される食事や住宅、定期券も含まれます。年 3 回以下支給される賞与も対象となるので注意！**

提出先⇒協会けんぽ加入≫≫年金事務所 組合管掌加入≫≫年金事務所および健康保険組合

**POINT : 70 歳以上の従業員に限定して、個人番号 (マイナンバー) の記載が必要です！**

提出期間⇒7 月 1 日～7 月 10 日



### ★ 労働保険料年度更新



年度更新とは⇒毎年 4 月 1 日から 3 月 31 日までの 1 年間の単位として計算されることになっており、その額はすべての労働者 (雇用保険については、被保険者) に支払われる賃金の総額に、その事業ごとに定められた保険料率を乗じて算定することになっております。労働保険では、保険年度ごとに概算で保険料を納付し、保険年度末に賃金総額が確定したあとで精算することになっているため、事業主は、前年度の保険料を精算するための確定保険料の申告・納付と新年度の概算保険料を納付するための申告・納付の手続きが必要となり、これを「**年度更新**」の手続きといいます。

対象報酬⇒事業主がその事業に使用する労働者 (年度の退職者も含む) に対して賃金、手当、賞与、その他名称のいかんを問わず**労働の対価として支払うすべてのもの**で、税金その他社会保険料を**控除する前**の支払総額をいいます。

**POINT① : 現物支給である定期券や回数券も、対象賃金に含まれます。福利厚生的なもの、実費弁済的なものとして支給されるものは、対象賃金に含まれません。**

提出期間⇒6 月 1 日～7 月 10 日

提出先⇒管轄する労働基準監督署、管轄する都道府県労働局、金融機関<sup>※1</sup>のいずれか。

※1 日本銀行の本店、支店、代理店及び歳入代理店 (全国の銀行・信用金庫の本店又は支店、郵便局)。

### 労働保険料の延納 (分割納付)

次のいずれかに該当する場合、労働保険料の納付は一括納付でなく、年 3 回に分割して納付が可能になります。

- ① 当年度の概算保険料が **40 万以上** の場合 (労災保険または雇用保険のどちらかのみ保険関係が成立している場合は 20 万以上)
- ② 労働保険事務組合に事務手続きを **委託** している場合 (概算保険料の金額に関係なく延納できます)

## 【 H28 年度税制改正の POINT 】

### 1) 法人税率の引き下げ

法人税率が下記のとおり引き下げられ、国・地方を通じた法人実効税率は、平成 28 年度には「20%台」になる予定です。

	現行	改正案	
	平成27年度	平成28・29年度	平成30年度
法人税率	23.9%	23.4%	23.2%

### 2) 減価償却制度の見直し

建物と一体的に整備される「建物付属設備」や、建物同様に長期安定的に使用される「構築物」について、償却方法が、建物と同じく「定額法」に一本化されます。

適用関係»»»平成 28 年 4 月 1 日以後に取得する建物付属設備および構築物から適用

### 3) 交際費課税特例の延長

原則、全額損金不算入とされていますが、資本金または出資金の額が 1 億円以下の中小企業法人は、800 万以下の金額の全額損金算入が認められており、接待飲食費の 50% 損金算入と 800 万円以下の定額控除のどちらか有利な方を選択適用できます。資本金または出資金の額が 1 億円を超える大企業も 50% 損金算入が認められます（社内接待費除く）。

適用関係»»»平成 30 年 3 月 31 日までに開始する事業年度まで 2 年延長

### \*HP のお知らせ\*

【弊所HP】<http://www.uk-g.co.jp/>

ホームページにてスタッフブログを公開しています。税務・会計の豆知識やアドバイス等掲載しておりますので、ぜひご覧ください♪

### \*住民税額の変更

住民税は前年の所得に対し市区町村が課税するもので、会社員の場合は、1 月 1 日から 12 月 31 日の所得に対する住民税が、翌年の 6 月から翌々年の 5 月までに 12 回に分けて給与より天引きされます（特別徴収といいます）

給与計算担当者の方は、市区町村から送られてくる「住民税決定通知書」をよく確認し、6 月からの住民税額を間違えないようにしましょう☆

### \*源泉所得税の納期限(特例の場合)

源泉所得税の納期の特例を受けている場合は、7 月 10 日までに、今年の 1 月から 6 月に源泉徴収した金額を、半年分まとめて納めることとなりますので、直前に慌てないよう事前に準備をしておきましょう。

### \*地方税取り扱いの変更

平成 28 年 1 月から法人に係る利子割（金融機関等がお支払いする預金利息等から特別徴収する地方税 5%）が廃止されることになりました。法人のお客さまにつきましては、平成 28 年 1 月 1 日以降にお支払いする預金利息から地方税の特別徴収を行いません。

#### リーダー線



物事を教えたり人をまとめたりすることが得意です。

#### 財運線



濃くはつきりと刻んでいればお金の心配はいらないでしょう。

#### カスマ線



統率力や指導力を持ち特別なオーラを持つ。

#### モテ線



外見はそうでもないのに何故かモデル人などに現れます。



## 優経税理士法人

（経済産業省認定）経営革新等支援機関

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂 6-48 TOMOS 神楽坂 4 階

TEL03-5206-7457 FAX03-5206-7458

✉ukz@uk-g.co.jp 🌐http://www.uk-g.co.jp

HAPPY  
MOTHER'S  
DAY



いつでもお気軽に  
お問い合わせください。  
スタッフ一同、心より  
お待ちしております。